政権公約評価特別委員会活動報告

1 参議院選挙公約に対する対応

- (1) 政党との意見交換等
 - 4月15日 民主党(玄葉地域主権・規制改革研究会長他)との意見交換

自民党(石破政調会長他)との意見交換

4月26日 社民党(阿部政審会長他)との意見交換

国民新党(自見幹事長他)との意見交換

5月11日 公明党(井上幹事長他) との意見交換

みんなの党(浅尾政調会長)への意見提出

たちあがれ日本(園田幹事長)への意見提出

共産党(小池政策委員長)への意見提出

新党改革(荒井幹事長)への意見提出

新党日本(田中代表)への意見提出

(2) 政党への要望

5月11日 民主党(高嶋筆頭副幹事長・マニフェスト企画委員長)

・地域主権・規制改革研究会が案をまとめ、マニフェスト企画 委員会に提出したことを受けての要望(別紙1)

5月20日 自民党(石破政調会長)

・原案を公表したことを受けての要望(別紙2)

2 「政権実績・参院選公約検証大会」(主催:21世紀臨調)への参加

地域主権改革に関する民主党連立政権の実績と、民主党・自民党の参議院選挙公 約評価をとりまとめ、「政権実績・参院選公約検証大会」へ参加した(別紙3)

民主党・参議院議員選挙公約に対する要望

全国知事会政権公約評価特別委員会 委員長 佐賀県知事 古川 康

民主党におかれましては、参議院議員選挙公約作成にあたり、全国知事会の要請に基づき、地域主権・規制改革研究会との意見交換を実施するなどの御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、地域主権・規制改革研究会を始めとする各研究会から案が提示され、 今後は、マニフェスト企画委員会において協議されると聞いております。 ここに改めて、参議院議員選挙公約作成にあたり、以下の点を強く要望します。

- 1 地域主権・規制改革研究会の提案は、全国知事会の主張と方向性を一にしており、これを公約に明記すること
 - 地域主権・規制改革研究会の提案は、全国知事会との意見交換も踏まえたものであり、全国知事会の主張と方向性を一にしている。
 - 〇 特に、今回新たに、研究会から提案された
 - ・総理を議長とする地域主権戦略会議や、国と地方の協議の場を活用 した政治主導による地域主権改革の推進
 - ・保育所の設置基準など国による義務付け・枠付けの積極的な見直し
 - ・地方の自主財源(例えば地方消費税)を拡充する方向での国と地方 の税源配分の見直し
 - ・国の出先機関の事務の広域連合・都道府県等への移譲
 - ・「総合特区」の創設

などは、全国知事会の意見を的確に反映したものであることから、参議院議員選挙公約に是非とも明記していただきたい。

- また、この他、地方環境税、子ども手当等地方に関係する政策課題 については、全国知事会の主張を踏まえた内容とすることを要望する。 (参考1:地域主権・規制改革研究会との意見交換会論点メモ)
- 2 歳出抑制を最優先することなく、経済の成長と国民生活の安心を見据えた財政運営を基本に公約を作成すること
 - 現在、政府においては、「中期財政フレーム」及び「財政運営戦略」 の策定に取組まれている。
 - 国・地方を通じた財政健全化は待ったなしの課題であるが、その手段として歳出抑制を最優先する現在の議論の方向には、不安と懸念がある。財政は国民経済、国民生活に仕えるものであり、経済の成長と国民生活の安心こそが達成すべき課題である。
 - 特に、国・地方合わせたプライマリー・バランスを財政健全化の目標とすることは、国を上回る行革に努めてきた地方に、国の赤字を付け替えるものであり、政権が目指す「ムダの排除」に向けた取組が不十分なものとなるばかりか、地方交付税の大幅削減・抑制等地方財政に一層の負担を課し、結果として国民生活に不可欠な行政サービスの維持さえ危うくなることを、強く懸念している。
 - ついては、参議院議員選挙公約は、歳出抑制を最優先することなく、 健全な国民経済と国民生活の安心を見据えた財政運営を基本に作成 されることを強く要望する。

(参考2:中期財政運営のあり方について)

自由民主党・参議院議員選挙公約に対する要望

全国知事会政権公約評価特別委員会 委員長 佐賀県知事 古川 康

自由民主党におかれましては、参議院議員選挙公約作成にあたり、全国知事会の要請に基づき、政務調査会との意見交換を実施するなどの御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、「マニフェスト (原案)」が公表されたことから、ここに改めて、参議院議員選挙公約作成にあたり、以下の点を強く要望します。

1 地方分権改革を公約の柱の一つとして明確に位置づけること

- 原案では「仕事を創り、地域を支え、安全安心な暮らしを守る」とい う柱のもと、雇用、農林水産、交通政策などと併せて、地方分権改革が 明記されています。
- 地方分権改革は、「『国のしくみ』のマイナスを改め、プラスへ」(自民党政権公約2009)変える重要な政策であり、今回の参議院議員選挙公約の柱として、表現上も「地方分権改革の推進」を明確に位置づけていただきたい。

2 地方分権改革の具体策を明記すること

- 原案では、「権限の移譲」「税制の抜本改革を通じて地方一般財源の充 実・強化」に努める方針が明記されています。
- これに加え、昨年の政権公約でも具体的に明記された
 - 義務付け・枠付けの見直し
 - 国の出先機関の廃止・縮小
 - 税制の抜本改革時の地方消費税の充実
 - ・ 地方交付税の法定率の見直しと、固有財源の明確化

を今回の参議院議員選挙公約においても引き続き明記していただきたい。

6月20日に開催された「政権実績・参院選公約検証大会」に 提出した報告書を全国知事会議用に一部抜粋したものである。

民主党連立政権の実績評価と参議院選挙公約評価

~マニフェストの危機の中、政権選択選挙からの300日を問う~

(抜粋版)

全国知事会政権公約評価特別委員会 委員長 佐賀県知事 古川 康

連絡先 委員長県事務局

佐賀県統括本部政策監グループ 日野稔邦

電 話 0952-25-7360

メール hino-toshikuni@pref.saga.lg.jp

政権実績・参院選公約検証大会

主催 新しい日本をつくる国民会議 (21世紀臨調)

I. 民主党連立政権の実績評価

1 地域主権改革など地方行財政関係の政策

(1)総合評価結果

① 【実 績】

<u>判定 - 点/-点</u> 判定 -点/-点

評価の理由 (着目点・事実関係等)

国と地方の協議の場の法案提出、直轄事業負担金の維持管理費廃止など地域主権改革に向けた一歩を踏み出したが、地域主権改革関連3法案が通常国会で成立しなかったことは残念。

財源面では、厳しい財政状況のもと、地方交付税の増額を 実現したほか、民主党のマニフェストには違反するものの、 暫定税率を維持することで、地方財源は確保された。

この他、社会資本整備の予算が大幅減となったことには、 今後の社会資本整備の遅れを懸念する意見もある。また、子 ども手当の財源問題について、地方と一切協議する場面がな い等、遺憾な対応もみられた。

義務付け・枠付けの見直しはまだ不十分であり、国の出先機関原則廃止や一括交付金化、地方税財政制度の検討も緒についたばかりである。地域主権改革関連3法案の成立をはじめ、国と地方の役割分担を明確にした地域主権改革を着実に推進することが求められる。

② 【実行過程】

判定 一点/一点

評価の理由 (着目点・事実関係等) 政治主導で進めるため地域主権戦略会議を設置し、国と地方の協議の場の法制化に踏み出した点は評価できる。

一方、義務付け・枠付けの見直しや国の出先機関原則廃止等の検討過程では、総理が「地域主権は政権の一丁目一番地」と表明したにもかかわらず、その認識が政府内で共有できておらず、政務三役レベルで消極姿勢を示した府省もある。

③ 【説明責任】

評価の理由 (着目点・事実関係等) 地域主権戦略会議の議事概要等は公開されているが、インターネットで会議を公開した地方分権改革推進委員会や、「事業仕分け」と比べて公開度が低い。

地域主権改革は、この国の形をかえる改革であり、徹頭徹尾、国民の目に見える形での議論が望まれる。

また、政務三役が改革に消極的な府省については、民主党所属の議員として、何ゆえ民主党がマニフェストで掲げた地域主権改革の方針と異なる対応をとるのかを説明するとともに、内閣としても国民に説明すべきである。

2. 政権運営の評価

(1) 総合評価結果

判定一点/一点

- 1. 鳩山前総理が「地域主権は政権の一丁目一番地」と表明したことは評価するが、 実績としては不十分である。菅総理も所信表明演説で地域主権改革に言及した。今 後の取組に注目したい。
- 2. また政治主導で進めるためには、全府省の政務三役が地域主権改革に対する認識 を共有することが重要であり、現時点では、政権全体として地域主権改革の理念が 十分共有されているとはいえない。

(2) 評価の個別要素

要素1「マニフェスト・サイクル」

- 1. 鳩山前総理が「地域主権は政権の一丁目一番地」を再三表明されたことは、マニフェストで国民に約束したことを、政権として実行する意思を表明されたものであり評価できるが、地域主権改革関連3法案が成立せず実績としては不十分であった。
- 2. 鳩山前総理が次の内閣への引継ぎ事項の第一に、地域主権改革を掲げたことは、 地域主権改革が「民主党と国民の約束」であり、首相交代により変更する政策では ないことを示したものであり、評価できる。
- 3. 一方、これを受けた菅総理は、所信表明演説においても、地域主権改革の推進に 言及された。菅総理のもとでの取組は、マニフェストをどのように引き継いだかの リトマス試験紙であり、今後の取組に注目したい。

要素2「内閣の運営と政治主導体制の構築・運用」

1. 地域主権改革を政治主導で進めるため、内閣総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を設置したことや、国と地方の協議の場の法制化に向け法案を提出したことは評価できる。

特に、国と地方の協議の場の法制化に際しては、法案の作成過程で、国と地方の 実務者による検討グループを設置し、作業にあたったことは、国と地方の協議の場 を活用した政策形成の今後の進め方に係るリーディングケースとなった。

2. 一方、閣内では、義務付け・枠付けの見直し、権限移譲、出先機関廃止、一括交付金化などの諸課題に対して、政務三役レベルで消極姿勢を示す府省があるほか、子ども手当の財源問題について地方と十分協議がなされなかったなど政権全体として地域主権の理念が共有されているのか疑問である。

地域主権改革は、この国の形を抜本的にかえる改革であることから、地域主権がマニフェストの柱であることを再確認し、地域主権改革により実現するこの国のあり方を明確にした上で、政務三役が意識を共有し、政治主導で改革を進めることが求められる。

Ⅱ.参議院選挙に向けた各党公約の検証

1. 民主党の公約に関する総合評価(地域主権改革関係)

(1)総 評(箇条書き)

判定 - 点/-点

- ・地域主権を公約の柱にすえ、公約の冒頭で国のかたちを変える改革として地域主権改革を位置付け、「大胆な地域主権改革を実行」することを明言した点は評価する。
- ・しかし、地域主権改革の具体策は、ほとんど示されていないことから、党として の具体策が明らかになっていないことを強く危惧する。
- ・なお、政府の地域主権戦略大綱が近く決定されると聞いているが、政府与党の政 策一元化の中、これは、公約と同じ重みであると受けとめる。

(2) 要素別評価

① 【形式要件】

判定-点/-点

③【内容】に一括して記述

② 【策定手続き】

判定一点/一点

評価の理由 (着目点・ 公約作成過程で全国知事会との意見交換を行ったことは評価できる。

事実関係等)

また、政務調査会が廃止された中、政府・民主党合同の政権公約会議、マニフェスト企画委員会、地域主権・規制改革研究会等を設置し、多くの議員・党員を巻き込んだ形で公約を作成したことは、公約に対する理解度を高める上でも評価できるが、原案を公表し、国民の意見を取り入れる等一層の公開性と理解度を深める取組も求められる。

③ 【内容】

判定一点/一点

評価の理由 (着目点・事実関係等)

- 公約全体において、10本柱の1つに地域主権が位置づけられ、 また公約の冒頭でも国のかたちを変える改革として地域主権改革に 関する決意が示されており、引き続き民主党の重要政策としての位 置づけが明確になっていることは評価できる。
- しかし、各論の政策としては、「権限や財源を大幅に増や」すとしているが、具体策としては、前回のマニフェストの霞が関の解体・再編、出先機関原則廃止の記載が無くなり、補助金の一括交付金化や直轄事業負担金廃止等しか示されていないことから、党としての具体策が明らかになっていないことを強く危惧する。
- 財源面では、消費税を含めた税制の抜本改革に踏み込んでいる。 今後は、単なる財政再建一辺倒ではなく、地方消費税の充実・引上 げ、地方交付税の復元・増額、地方環境税の創設等地方税財源の充 実強化や、経済成長等とあいまった取組みを期待したい。

2. 自民党の公約に関する総合評価(地方分権改革関係)

(1)総 評(箇条書き)

判定一点/一点

- ・公約全体における地方分権改革の位置づけがやや弱い。
- ・全国知事会との意見交換における議論を踏まえた内容となっており、衆議院選挙 マニフェストに引き続き、内容的には評価できる。

(2) 要素別評価

①【形式要件】

判定-点/-点

③【内容】に一括して記述

②【策定手続き】

判定一点/一点

評価の理由 (着目点・事実関係 等) 公約作成過程で全国知事会との意見交換を行い、公約内容に反映させたことは評価できる。

また、原案を党ホームページで公開し、広く国民からの意見を募ったことは、公約作成の新しい形であり、高く評価できる。

③【内容】

<u>判定-点/-点</u>

評価の理由 (着目点・事実関係等)

- 公約全体における地方分権改革の位置づけがやや弱いのは、残念である。
- 内容としては、全国知事会との意見交換及び要請を踏まえ
 - ・義務付け・枠付けの見直し
 - ・国の出先機関の廃止・縮小
 - ・税制抜本改革時における地方消費税の充実
 - ・地方交付税の法定率の見直しと固有財源の明確化 などが昨年のマニフェスト同様明記された点は評価できる。
- 財源面では、消費税・地方消費税の充実に踏み込んでいる。特に、 消費税は政権復帰時点で決定するとしながらも、当面10%という 数字を示している点は公約のあり方として評価できる。 また、低所得者に対する配慮を示した点も評価できる。
- ただし、消費税全額の社会保障等財源化については、交付税原資 との関係など地方税財源の充実の観点からの懸念もある。
- また、道州制基本法の制定については、スケジュール先行の道州 制の推進により、国から地方への権限と税財源の移譲など、「地方 分権改革」がなおざりにされるおそれがある。